

マイナンバーカードを保険証として利用するには、登録が必要です

マイナンバーカードで医療機関を受診するには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。

●保険証利用の登録方法

保険証利用の登録方法は、3つあります

1. パソコン、スマートフォンから登録（マイナポータル）
2. 医療機関・薬局の窓口の顔認証つきカードリーダーで登録
3. セブン銀行 ATM で登録

厚生労働省 マイナンバーカードの健康保険証利用について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

デジタル庁 マイナンバーカードのメリットと安全性
<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/pros-and-safety/>

マイナンバー制度、マイナンバーカードについてのお問い合わせ先

0120-95-0178 （平日 9：30～20：00 土日祝 9：30～17：30）

ご不明な点がございましたら、上記マイナンバー総合フリーダイヤルまでお問い合わせください。